

琵琶湖森林づくり県民税に係る審議スケジュールの変更について

- 琵琶湖森林づくり県民税の審議について、十分な審議時間を確保する観点ならびに滋賀県森林審議会における琵琶湖森林づくり条例および琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の検討と足並みを揃える観点から、審議スケジュールを以下のとおり変更することとしたい。

		当初	変更後	(参考)森林づくり条例改正 基本計画(第2期)
R1	10月			○骨子案
	11月	○第3回審議会 ・ 諮問 ・ 制度概要・実績説明 ・ 基本計画(第2期)の検討状況 ・ 県民税事業と森林環境譲与税 事業のとの整理	○第3回審議会 同左	
	12月			○素案
R2	1月	○第4回審議会 ・ 森林審議会との意見交換 ・ 方向性の取りまとめ	○第4回審議会 ・ 基本計画(第2期)の検討状況 ・ 滋賀県森林審議会との意見交換 ・ 方向性の取りまとめ①	
	2月			○原案
	3月	○第5回審議会 ・ 答申案について	○第5回審議会 ・ 基本計画(第2期)の検討状況 ・ 方向性の取りまとめ②	
	4月	○琵琶湖森林づくり県民税に係る答申		○答申案
	5月		○第6回審議会 ・ 答申案について	
	6月			○答申
	7月		○琵琶湖森林づくり県民税に係る答申	

令和2年度税制改正による森林環境譲与税の増額について

- 令和2年度税制改正の大綱において、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することが示された。
- 当該改正を踏まえて本県への譲与税額を再試算した結果は以下のとおり。

(単位:千円)

	令和元年度	令和2年度 令和3年度	令和4年度 令和5年度	令和6年度	令和7年度～ (平年度)
大津市	25,442	54,064	69,966	87,878	89,890
彦根市	5,654	12,015	15,548	19,529	19,976
長浜市	16,040	34,085	44,111	55,404	56,672
近江八幡市	3,525	7,490	9,694	12,175	12,454
草津市	5,393	11,459	14,830	18,627	19,053
守山市	3,017	6,410	8,296	10,419	10,658
栗東市	4,210	8,947	11,578	14,542	14,875
甲賀市	23,145	49,184	63,650	79,946	81,776
野洲市	2,161	4,592	5,943	7,464	7,635
湖南市	3,699	7,860	10,172	12,777	13,069
高島市	14,001	29,752	38,503	48,361	49,468
東近江市	11,537	24,516	31,726	39,849	40,761
米原市	7,687	16,335	21,140	26,552	27,160
日野町	3,502	7,442	9,630	12,096	12,373
竜王町	576	1,223	1,583	1,988	2,034
愛荘町	1,421	3,020	3,909	4,910	5,022
豊郷町	280	595	771	968	990
甲良町	324	688	890	1,118	1,144
多賀町	9,488	20,161	26,091	32,771	33,521
市町計	141,102	299,838	388,031	487,374	498,531
県分	35,275	52,914	52,914	54,153	55,393

全国計	200億円	400億円	500億円	614億円	628億円
うち市町村分	160億円	340億円	440億円	553億円	565億円
うち都道府県分	40億円	60億円	60億円	61億円	63億円
(市・県の割合)	80:20	17:3	22:3	90:10	90:10

注1 各市町への譲与額は、令和元年9月譲与分に用いた譲与基準により試算

注2 全国計の譲与税額は「平成30年度 市町村税課税状況等の調」の個人均等割納税義務者数(市町村内に住所を有する個人)により試算

(参考) 第3回審議会で示した譲与税試算

(単位:千円)

	令和元年度 ～令和3年度	令和4年度 令和5年度	令和6年度	令和7年度 ～令和10年度	令和11年度 ～令和14年度	令和15年度～ (平年度)
大津市	25,442	38,163	39,951	57,864	73,899	89,890
彦根市	5,654	8,481	8,878	12,859	16,422	19,976
長浜市	16,040	24,060	25,188	36,481	46,591	56,672
近江八幡市	3,525	5,287	5,535	8,017	10,239	12,454
草津市	5,393	8,089	8,468	12,265	15,664	19,053
守山市	3,017	4,525	4,737	6,861	8,762	10,658
栗東市	4,210	6,315	6,611	9,575	12,229	14,875
甲賀市	23,145	34,718	36,345	52,641	67,229	81,776
野洲市	2,161	3,241	3,393	4,915	6,277	7,635
湖南市	3,699	5,548	5,808	8,413	10,744	13,069
高島市	14,001	21,002	21,986	31,843	40,668	49,468
東近江市	11,537	17,305	18,116	26,239	33,510	40,761
米原市	7,687	11,531	12,071	17,483	22,328	27,160
日野町	3,502	5,253	5,499	7,965	10,172	12,373
竜王町	576	864	904	1,309	1,672	2,034
愛荘町	1,421	2,132	2,232	3,233	4,129	5,022
豊郷町	280	420	440	637	814	990
甲良町	324	486	508	736	940	1,144
多賀町	9,488	14,231	14,898	21,578	27,558	33,521
市町計	141,102	211,651	221,568	320,914	409,847	498,531
県分	35,275	52,914	55,393	56,632	55,888	55,393
全国計	200億円	300億円	314億円	428億円	528億円	628億円
うち市町村分	160億円	240億円	251億円	364億円	465億円	565億円
うち都道府県分	40億円	60億円	63億円	64億円	63億円	63億円
(市・県の割合)	80:20		85:15		88:12	90:10

注1 各市町への譲与額は、令和元年9月譲与分に用いた譲与基準により試算

注2 全国計の譲与税額は「平成30年度 市町村税課税状況等の調」の個人均等割納税義務者数(市町村内に住所を有する個人)により試算

【別紙】

○令和2年度税制改正の大綱（抄）

一 個人所得課税

4 その他

（地方税）

〈森林環境譲与税〉

（15）森林環境譲与税について、市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等に鑑み、次の措置を講ずる。

- ① 令和2年度から令和6年度までの各年度における森林環境譲与税については、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額は次のとおりとする。

年度	譲与額
令和2年度及び令和3年度	400億円
令和4年度及び令和5年度	500億円
令和6年度	森林環境税の収入額に相当する額に300億円を加算した額

（注）各年度の森林環境譲与税について、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金は充てないこととする。

- ② 森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。

年度	市町村	都道府県
令和2年度及び令和3年度	20分の17	20分の3
令和4年度及び令和5年度	25分の22	25分の3
令和6年度以降	10分の9	10分の1

- ③ 令和元年度の森林環境譲与税の譲与に充てた借入金の償還金及び利子の支払に要する費用について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

○令和2年度地方財政対策の概要（抄）

8 森林環境譲与税の増額

災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒して増額（森林環境税法等を改正）

- 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額
令和2～6年度までの5年間で2,300億円
- 令和2年度の森林環境譲与税 400億円（①200億円）
- 令和2年度の特別会計借入金償還額 200億円※

※令和元年度の森林環境譲与税の財源として交付税特別会計において借り入れた額の償還

○琵琶湖森林づくり県民税条例

平成17年 7 月15日

滋賀県条例第40号

(趣旨)

第1条 この条例は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策に要する経費の財源を確保するため、琵琶湖森林づくり県民税として、県民税の均等割の税率について滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。）の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、同条に定める額に800円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 県税条例第29条第1項に規定する法人の県民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める額に、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 県税条例第29条第1項第1号に掲げる法人 年額 2,200円
- (2) 県税条例第29条第1項第2号に掲げる法人 年額 5,500円
- (3) 県税条例第29条第1項第3号に掲げる法人 年額 14,300円
- (4) 県税条例第29条第1項第4号に掲げる法人 年額 59,400円
- (5) 県税条例第29条第1項第5号に掲げる法人 年額 88,000円

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第29条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）第3条第1項」とする。

(使途)

第4条 知事は、琵琶湖森林づくり県民税を、第1条の施策であって、森林経営管理法（平成30年法律第35号）の規定に基づき市町が実施する施策を支援し、および当該施策の円滑な実施に資するために県が実施するもの以外のもの知事が別に定めるものに要する

経費に充てるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2～5 省略

(検討)

- 6 知事は、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第59号）の施行後4年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

琵琶湖森林づくり県民税条例第4条に規定する知事が別に定めるものを定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）第4条の規定を踏まえ、琵琶湖森林づくり県民税の使途の対象となる施策を定めるものとする。

(使途)

第2条 琵琶湖森林づくり県民税条例第4条に規定する知事が別に定めるものは、次の各号に掲げる施策とする。

- (1) 適切な森林管理等を行うことで、生物多様性が保たれ、災害に強い健全な森林づくりを目指す施策
- (2) 琵琶湖の保全・再生の視点に立ち、水源涵養等の多面的機能の持続的発揮に向けた、新たな世代の森林づくりを行う施策
- (3) 間伐材を搬出・利用することで地球温暖化防止に貢献する施策
- (4) 荒廃している里山を手入れし、防災・獣害防止機能を高める施策
- (5) 県民の森林づくりへの参加を促し、森林づくりの意義や琵琶湖森林づくり県民税への理解と関心を高める施策
- (6) 地域住民、森林所有者などが協働して取り組む里山の保全や森林資源の利活用により、山村の活性化を推進する施策
- (7) 木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、県産木材の普及啓発を行う施策
- (8) 木育や森林環境学習を進め、次代の森林を支える人材を育てる施策

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。